

こども宅食事業× おすそわけ便



社会的に孤立しがちな子育て世帯に、周囲に知らないような形で、定期的に食品等を届ける活動です。

「こども宅食」の趣旨

社会的に孤立しがちな子育て世帯に、周囲に知らないような形で、定期的に食品等を届ける活動が「こども宅食」です。

利用希望する家庭が24時間申込できる体制で受付し、食品の受取は自宅への配達ほか、希望する指定場所を選べるよう配慮して活動を行うことで、支援につながりにくい家庭とひたすら“つながり”続けることを目指すものです。

月1回くらいの
食料支援では
困窮家庭の役に
立たないので?

日本の貧困の問題は…
相対的貧困！

現代の日本の
五所川原で、
ごはんが食べられない
家庭などあるのかしら?

食料を届けることが目的ではない

食料の配達を入口にして、つながりにくい家庭と **つながる活動**

- ① 社会的に孤立した家庭とひたすら“つながり”続ける
- ② こども食堂とは違うアプローチで子育て世帯と“つながり”続ける
- ③ “つながり”続けることで、情報の提供と関係構築を続けていく



「こども宅食」の配達



12月1日(火)より

「こども宅食」活動スタート!!



食品等の寄付を各店舗で受けつけます。

偶数月 2月 4月 6月
8月 10月 12月 の1日は
フードドライブの日として、
特設コーナーが設置されます。

(上記以外の月でも受けつけておりますのでサービスカウンターまでお持ちください)

「こども宅食」の全体イメージ



対象商品

生鮮食品以外全般を受けつけております。

参考例 ●お菓子 ●歯ブラシ ●インスタント、レトルト食品 ●ティッシュ、トイレットペーパー ●ジュース・飲料など

ただし、食品等の寄贈については、未使用品を無料で受け入れるものとし、次に掲げるものについては受入しないものとします。

- | | |
|---------------------------------------|------------------------------|
| 1 消費期限を経過しているもの | 5 廃棄物として一旦公に処理されたもの |
| 2 消費期限の残日数が1ヶ月に満たないもの並びに消費期限が確認できないもの | 6 定められた食品管理や衛生管理がなされていないもの |
| 3 開封したもの | 7 品質が保証できないもの、品質の保証が確認できないもの |
| 4 容器等が破損しているもの | 8 その他、市社協会長が判断したもの |